

# 大田区立中学校部活動の 地域連携・地域移行に関する検討会

(令和5年度～7年度)

## 報告書

令和7年12月

### 〈目次〉

- 1 区立中学校における部活動を取り巻く状況 …… p. 1
- 2 大田区の動き …… p. 7
- 3 今後（令和8年度以降）の方向性 …… p. 8
- 4 参考 …… p. 14

# 1 区立中学校における部活動を取り巻く状況

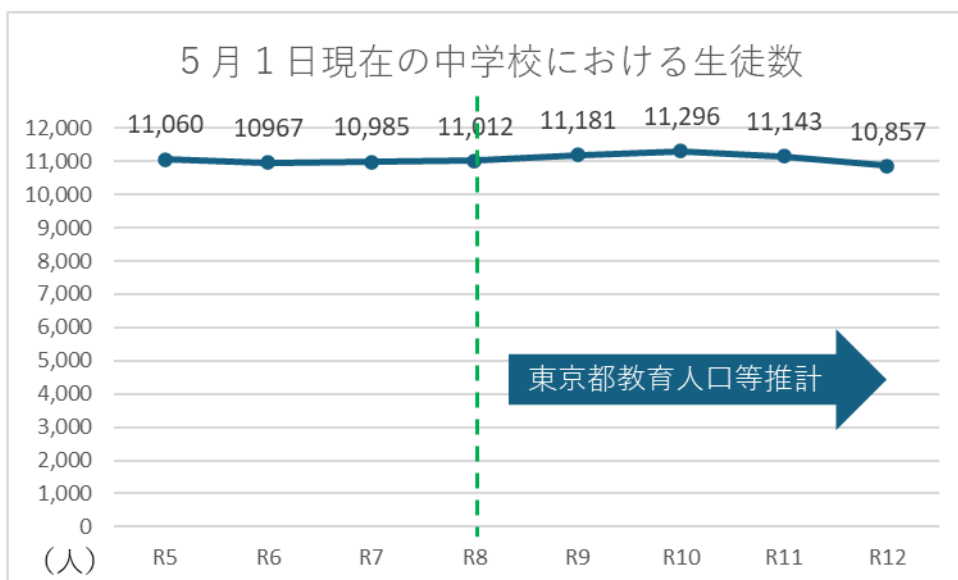
## (1) 区立中学校の部活動の現状

### ア 中学校生徒数の推移と部活動

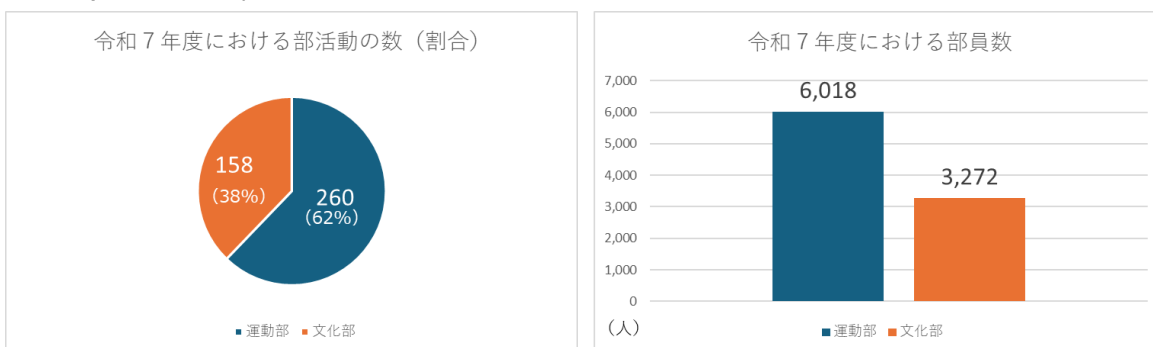
令和7（2025）年度における区立中学校の生徒数は 10,985 人で、今後は現在とほぼ同数で推移していく見込みとなっています（「東京都教育人口等推計」より）。これにより、現在の部活動数には大きな増減がなく、同様の体制が続くものと想定されます。

令和7年度区立中学校（28校）における部活動の数は、運動部 260部（部員数 6,018名）、文化部 158部（部員数 3,272名）となっております（5月1日時点）。バレーボールや野球、サッカーのようにまとまった人数での活動を必要とする部活動や、ソフトボールや剣道、ハンドボールのように指導者や部員が少数となる部活動は、単一校での活動ができず、近隣校等と合同で活動している例があります。

(参考) 大田区立中学校生徒数の推移



(参考) 区立中学校における運動部と文化部の割合等



## イ 部活動の指導体制

大田区の部活動は、「大田区教育委員会 大田区立中学校に係る運動部活動の方針（平成30（2018）年5月策定）」、「大田区教育委員会 大田区立中学校に係る文化部活動の方針（令和元（2019）年6月策定）」を踏まえ、生徒にとって望ましい部活動の実施環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、分野、活動目的等に応じて多様な形で最適な活動の実施が目指されています。

以前は教員と部活動校外指導員とが部活動の指導や運営をしていましたが、学校教育法の一部改正により平成29年度に「部活動指導員」が制度化され、大田区でも平成30年9月から部活動指導員による部活動の指導・運営が開始されました。

（参考）部活動校外指導員と部活動指導員の主な役割等

### 【部活動校外指導員】

中学校における部活動の効果的かつ円滑な運営に資するため、生徒への適切な実技指導および助言を行う有償ボランティアで、校長が選任・委嘱しています。雇用関係にはなく、**部活動の指導や大会への引率等を単独で担うことはできません**。令和5年度は276人、令和6年度は243人が従事されています。

### 【部活動指導員（会計年度任用職員）】

中学校における部活動の専門的な指導の実現及び教員の負担軽減のため、教員に代わり部活動指導等全般を行う者で、教育委員会が公募・選考し、各学校に配置されます。**部活動の指導や大会への引率等を単独で担うことができます**。令和5年度は33人、令和6年度は70人、令和7年度は68人（9月1日時点）が配置されています。

## ウ アンケート調査結果

大田区における部活動の地域移行に関する対応の方向性を検討するにあたり、その基礎データとなる生徒（中学2、3年生）、教職員および保護者の意向をとらえることを目的に、令和5（2023）年にアンケート調査を実施しました。

### 【調査の設計及び回収結果】

項目	生徒	教員	保護者
調査対象	区内中学校2、3年生	大田区立中学校の教員	区内中学校保護者（2、3年生）
対象者数	7,230人	902人	7,200人
有効回答数	5,510サンプル	436サンプル	1,141サンプル
調査方法	Googleフォーム	Googleフォーム	Googleフォーム
調査期間	7月2日～7月28日	6月30日～8月2日	9月14日～9月27日

【調査項目】

生徒	1	学校名
	2	学年・組
	3	現在、学校部活動等に所属しているか
	4	部活動の種類
	5	部活動に入部した理由
	6	部活動に所属してよかったこと
	7	部活動に所属して困ったこと
	8	休日に地域で活動してみたい他の部活動（部活動所属生徒）
	9	活動してみたい内容（部活動未所属生徒）
	10	望ましいと思う部活動の頻度
	11	他校の生徒と合同で部活動に取り組んでも良いと思うか
	12	学校外の施設等で活動することについて、どう思うか
	13	学校の先生以外に活動で教わる時、どのようなことを望むか
教員	1	学校名
	2	氏名
	3	部活動の指導者について
	4	現在主たる担当者として指導している部活動
	5	現在担当している部活動の指導について
	6	休日に地域移行後、部活動の指導者として関わりたいか
	7	休日に地域移行後、部活動の指導者として関わりたい理由
	8	休日に地域移行後、部活動の指導に当たるとしたときの妥当と考える報償費（1時間あたり）
保護者	1	学校名
	2	学年・組
	3	現在、学校の部活動等に所属しているか
	4	部活動の種類
	5	現在の部費（遠征費等の経費含む）は、いくら負担しているか（1か月あたり）
	6	部活動に求めること
	7	他校の生徒と合同で部活動を行うことについて、どう思うか
	8	学校外の施設等で活動することについて、どう思うか
	9	学校の先生以外に活動を教わる際に、どのようなことを望むか
	10	望ましいと思う部活動の頻度
	11	外部への委託費（月謝等）として妥当だと考える金額は（1か月あたり）

【調査結果概要】

対象	回答結果概要
生徒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校部活動に所属している割合は約 8 割。バスケットボール、サッカー、バレーボール等の需要が高い。</li> <li>・活動自体の楽しさやメンバーとの交流を深めることが重視されている。</li> <li>・自分の学校で活動したいと考える生徒は全体の半数程度を占めている。</li> </ul>
教員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・部活動は負担が大きいため、関わりたくない教員が多い。</li> <li>・専門として部活動を指導できる教員は全体の約 4 割程度。</li> </ul>
保護者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・半数が他校と合同での活動に肯定的だが、学校外での活動には消極的。</li> <li>・仲間づくりや体力・知識の習得を求める声大きい。</li> <li>・教員以外から指導を受ける機会があれば、専門性が重視されている。</li> <li>・部費として月謝を払うことは妥当だと考えられている。</li> <li>・月謝等として妥当と考える金額は 1,000 円、2,000 円、3,000 円と続く。</li> </ul>

## (2) 区の地域資源

### ア 総合型地域スポーツクラブ

地域住民による運営のもと、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、様々なスポーツに触れる機会を提供する「地域密着型」スポーツクラブです。「おおた地域スポーツクラブネットワーク」を結成し、2か月に1回程度、定例会を開催し、情報交換を行う等、横のつながりを活かしながら活動しています。

#### 【区内の総合型地域スポーツクラブ】11 団体

<p>NPO 法人地域総合スポーツ倶楽部・ピボットフット          一般社団法人田園調布グリーンコミュニティ          NPO 法人大田ウェルネスクラブ          NPO 法人スマイルかまた          NPO 法人ベアーズ          NPO 法人大森コラボレーション総合型地域スポーツクラブ ソシオ大森          一般社団法人大森フットボールクラブ          レスポ大森クラブ          一般社団法人 Sports Design Lab          NPO 法人ド素人スポーツ          松仙 FC</p>
--

大田区総合型地域スポーツクラブ中学校運動部活動の地域移行に関する調査結果（令和 5 年（2023）2 月実施）によると、中学校運動部活動の地域移行に伴う中学校生徒の受入について、5 クラブが「積極的に受け入れたい」、「4 クラブがどちらかといえば受け入れたい」、「1 クラブが受け入れることは考えていない」と回答しています。

## イ 大田区スポーツ協会

大田区スポーツ協会は、大田区におけるスポーツ及びレクリエーションの普及・振興を図り、区民の心身の健全な発達と明るく豊かな地域社会の形成に寄与することを目的として設立された公益財団法人です。本協会には、現在 52 団体が加盟しています。これらの加盟団体は、区民スポーツ大会を実施する等、各競技・種目について、区内全域で広く普及を図るため活動をしています。

### 【大田区スポーツ協会加盟団体】52 団体

大田区アーチェリー協会	大田区ダンススポーツ連盟
大田区合気道連盟	大田区釣魚会連盟
大田区アマチュアレスリング協会	大田区テニス連盟
大田区インディアカ連盟	大田区トライアスロン連合
大田区エアロビック連盟	大田区なぎなた連盟
大田区空手道連盟	大田区軟式野球連盟
大田区弓道連盟	大田区馬術連盟
大田区空道協会	大田区バスケットボール連盟
大田区グラウンド・ゴルフ協会	大田区バトン協会
大田区クレール射撃連盟	大田区バドミントン協会
大田区ゲートボール協会	大田区バレーボール協会
大田区剣道連盟	大田区ハンドボール協会
大田区硬式野球連盟	大田区フォークダンス協会
大田区ゴルフ連盟	大田区武術太極拳連盟
大田区サッカー協会	大田区ボウリング連盟
大田区柔道会	大田区ポール de ウォーク推進協議会
NPO法人大田区障がい者スポーツ指導者研究会	大田区ボクシング連盟
大田区少林寺拳法連盟	大田区ポッチャ協会
大田区水泳協会	大田区ミニテニス連盟
大田区スキー連盟	大田区嶺町体育会
大田区スポーツ少年団本部	大田区民踊連盟
大田区相撲連盟	大田区ライフル射撃協会
大田区ソフティテニス連盟	大田区ラグビーフットボール協会
大田区ソフトテニス連盟	大田区ラジオ体操連盟
大田区ソフトボール連盟	大田区陸上競技協会
大田区卓球連盟	大田区ワンダーフォーゲル協会

## ウ 大田区文化振興協会

大田区文化振興協会は、地域の文化振興において長年にわたり重要な役割を果たし、さまざまな文化事業を実施しながら、区民に鑑賞や体験の場を提供する公益財団法人です。さらに、指定管理者として区の文化施設の適切な管理・運営や区内で活動する芸術団体などを助成・支援する取り組みも行っています。

### 【大田区で文化芸術活動を行う助成支援団体（アマチュア団体を除く）】

大田区邦楽連盟	大田区日本舞踊連盟
大田区華道茶道文化協会	大田区書道連盟
大田区美術家協会	

## (3) 国や東京都の動向

全国的に少子化が進展し、団体競技等でチーム編成ができず試合に参加できない、廃部となってしまう部活動が散見されています。また、学校における働き方改革推進の視点で見ると、部活動の顧問等を任された教員は、勤務時間外での指導や休日の大会引率等が求められることとなります。場合によっては、競技や活動経験のない種目・分野の指導をしなければならない等、過大な業務に対して更なる負担となっています。

こうした状況を踏まえ、令和4（2022）年12月に、スポーツ庁・文化庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、部活動の適正な運営や効率的・効果的な活動の在り方及び新たな地域クラブ活動を整備するために必要な対応を示しました。

これを受けて、東京都は、都内の公立中学校等の休日における部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行が推進されるよう、「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」を策定しました。この計画において、都内区市町村は、令和6年度の早期に地域連携・地域移行に向けた方針及び計画等を策定するとともに、令和7年度末までに地域連携等に向けた取組に着手し、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむ環境の充実を図ることと示されました。

## 2 大田区の動き

### (1) 検討会の立ち上げ

国や都の動向を踏まえ、大田区における部活動の地域連携・地域移行に関する検討を深めるため、「大田区立中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会」を令和5年度に設置しました。検討会の委員は、学識経験者をはじめ、地域や保護者、スポーツ・文化芸術関係の団体代表者に加え、区立学校の校長等で構成されています。

検討会における主な検討内容は、「部活動の地域連携・地域移行を担う指導者」や「部活動の地域移行を担うスポーツ団体」、「部活動の地域移行に伴う活動場所」となっています。令和8年度以降の区における部活動の地域連携・地域移行の方針が決められるよう、令和7年度末まで検討を重ねていくこととされました。

### (2) モデル事業の実施

大田区における部活動の地域連携・地域移行を進めるため、次のモデル事業を開始しました。

#### ア 合同部活動（O.T.A. Dance Team）

会計年度任用職員の部活動指導員を顧問に、休日はプロのダンスリーグで活躍している外部講師から指導を受けられるダンス部です。令和5年度に教育委員会主導で体験部活動を実施し、令和6（2024）年4月に発足しました。区立中学校の全生徒から入部希望を受ける合同部活動で、令和6年度は22の中学校から65名の生徒が参加しました。平日はオンラインや区の施設で指導を受け、休日は学校施設や民間のダンススタジオを活動場所としています。

これまでの活動実績としては、令和6年8月に行われた、第12回全日本小中学生ダンスコンクール東日本大会へ2チームが出場し、金賞と銅賞を受賞しました（令和7年度は、3チームが出場し、2チームが銀賞、1チームが銅賞を受賞）。また、部内のイベントとして、ダンスバトルや発表会を実施し、練習成果を発揮する機会を設けています。さらに、関係各所からの出演依頼を受け、区や地域等のイベントでもダンスを披露しています。

入部した生徒からは、プロから専門的な指導を受けられることや、多くの部員と活動ができる等の声があり、生徒のニーズに応じた体験機会が確保されています。また、学校の垣根を越えた仲間との繋がりや、地域の方々との交流もできております。

#### イ ハイブリッド型

学校の実態に応じて、部活動の指導に地域スポーツクラブ等の民間事業者や会計年度任用職員の部活動指導員などの地域人材を活用する、部活動の地域連携を推進するモデル事業です。令和6年度に5校で開始し、令和7年度からは14校に拡充しています。また、モデル事業実施校から拠点となる学校が決定された、合同部活動である女子ソフトボール部を委託事業者の指導により令和7年度から試行実施しています。

#### 【ハイブリッド型における部活動指導の内訳】

	委託（民間事業者）	会計年度任用職員
令和6年度	1事業者で15部活動	21部活動
令和7年度（7月1日現在）	2事業者で58部活動	36部活動

モデル事業による部活動の指導を受けている生徒からは、「専門的な指導を受けられるようになった」等の評価を受けています。また、部活動指導の手が離れた教員からは、「教科の指導などに集中できるようになった」など肯定的な声があがっています。

合同部活動・女子ソフトボール部に参加している生徒からは、「自分の学校にソフトボール部がなくて諦めていたが、活動に参加できるようになってよかった」、「他校の生徒と仲良くなる機会ができてよかった」など良い反響があった一方で、一部の生徒からは「活動場所が遠い」等の声も聞かれています。

なお、会計年度任用職員の部活動指導員は、教育委員会事務局で募集から任用に関する事務手続きを行っており、採用後は配置された学校が服務と職務の管理を行っています。部活動の実情に合わせた人員配置が必要であることから学校現場が求める人材の確保等に難しさがあります。一方、委託による指導員は、受託事業者のノウハウを活かして確保され、人員配置も柔軟な対応がなされています。加えて、受託事業者とその指導員は、部活動の指導に関わることで、将来の地域クラブ活動における活動を見据えたノウハウの蓄積（地域人材の育成）にも繋がられています。

### 3 今後（令和8年度以降）の方向性

#### （1）モデル事業の本格実施

モデル事業の成果と課題等を踏まえ、令和8年度以降の本格実施が目指されています。なお、それぞれの事業は、令和7（2025）年5月に示された国の『「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ』も踏まえ、次の方向性が考えられています。

#### ア O.T.A. Dance Team（運營業務の委託化）

外部講師の手配から活動場所の確保や、参加生徒の募集と受付、活動に係る保護者や学校への連絡等、ダンス部の運營業務を民間事業者へ委託するなどして、部活動の地域展開に向けて取り組んでいく予定です。

#### イ ハイブリッド型（全校展開）

会計年度任用職員の部活動指導員を増員していくよりも、委託による指導員を拡充していく方が、生徒や学校にとってメリットが大きいことに加え、将来の地域クラブ活動における活動を見据えたノウハウの蓄積にも繋がるため、民間事業者を活用した部活動の地域連携を全校展開していく予定です。地域展開にあたっては、教員のみで指導している部活動を段階的に0とすることや、近隣校同士の合同練習を充実させる等して合同部活動の拡充に取り組んでいくことが検討されています。また、まずは休日の部活動について地域展開の実現を目指し、平日の部活動については地域連携を拡充しながら段階的に地域展開を目指していく予定です。

(参考) 「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめの概要

- ・「地域移行」から「地域展開」へ名称変更
- ・次期改革期間として、「改革実行期間（令和8～13年度）」を設定
- ・次期改革期間内に、休日の地域展開を本格的に進めること
- ・平日における取扱いについても考え方を整理し、地域の実情に応じた取組を進めること

## (2) 地域展開に向けた検討事項

モデル事業の本格実施に向けた方向性を踏まえるとともに、将来的な部活動の地域展開に向けて押さえるべき検討事項について、本検討会から次のとおり報告します。

### ア 事業者間の調整などを担う組織（中間支援機能）の設置

部活動の地域連携・地域展開を進めるにあたり、共通した考えの下で各所との調整や問い合わせに対応していく必要があります。また、事業者間で指導者の質に差が出ないようにすることも必要です。

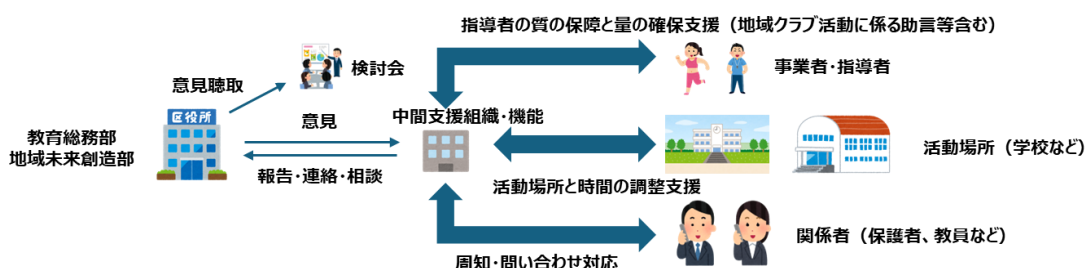
区は、地方自治法等に基づき事業を執行するため、対応が予算の会計年度に縛られることや、対応の意思決定に一定の手続き等が必要となることなどがあり、柔軟性が高いとは言えない部分もあります。また、定期的な人事異動もあり、特定の分野に特化した人材を継続的に育成・確保・拡充していくことに難しさがあります。今後、418部活動（令和7（2025）年5月1日時点）の地域連携・地域展開を円滑に進めていくためには、柔軟性や機動性の高い対応と専門性や継続性をもった対応が必要です。

そのため、本事業の推進と併せて、生徒や保護者・学校（教員）・事業者と区（教育委員会等）との中間に立って支援する機能や組織の設置について検討すべきと考えます。

中間支援組織や機能に求められる主な役割は、次のとおりです。

- ・指導者の質を保障するための研修会の実施
  - ・事業者間の関係性構築や事例共有などを目的とした連絡会の開催・運営
  - ・生徒や保護者、教員（学校）、指導者（事業者）からの本事業への問い合わせ対応
  - ・区と調整した上での事業者への指導
- （生徒のことを第一に考え、事業者の水準を検討・設定し、指導などを行う）

(参考) 中間支援組織・機能のイメージ



本事業を円滑に進めるためには、生徒や保護者、学校管理職を対象として、地域連携の事業者（指導者含む）に関するアンケート調査等を実施し、定期的に事業者の評価をすることが重要です。評価結果は、区と中間支援組織とで共有し、改善が必要な事業者には適切な対策を講じるよう指導する必要があると考えます。

## イ 指導者の質の保障と量の確保

学校部活動は、教育課程外の活動であるが、教育活動の一環であり、教育的意義のあるものです。生徒の人間関係や精神状態などにも影響を与えるため、地域連携における地域人材等の指導者には次のような資質が求められます。

- ・成長段階にある中学生の特性等を理解していること
- ・生徒に寄り添い、生徒の状況を把握しながら、生徒の願いを叶えるために必要な意欲を引き出せること。または、引き出せるように努められること  
(ファシリテーター、アドバイザー的な役割を遂行できること)
- ・言葉遣いや態度、身だしなみ等、社会人としての常識を備え、生徒の人権を尊重した指導ができること
- ・生涯にわたってスポーツや文化芸術活動を続けていく気持ちもてるように、楽しく、皆が活躍できる場と与えられる運営ができること
- ・校長の経営方針や学校のルールを理解・尊重した上で指導ができること
- ・生徒への日々の声掛けや励まし、賞讃、対話などを通して、生徒に自己理解力、自己効力感、他者理解力、思いやり、共感性、人間関係形成力、協働性、課題解決力等の社会的資質・能力の育成を目指す視点をもった指導ができること
- ・トラブルが発生した場合には、関係者と連携・協力する等して、課題の早期解決に努められること
- ・生徒にとって分かりやすく技術指導ができること

なお、地域展開における地域クラブ活動の指導者にも学校部活動の指導者と同様の資質が求められます。しかし、地域クラブ活動への参加には費用負担が生じるため、特に次の点に注意が必要です。

- ・生徒の身体的・精神的な健康を第一に考え、適切な活動時間と休養日を確保できること
- ・生徒や保護者、学校関係者等と良好な関係を維持できるコミュニケーションがとれること
- ・スポーツや文化芸術活動のもつ楽しさを感じさせ、生涯にわたって続けていく気持ちもてるようにできること
- ・勝利至上主義に偏りすぎないこと

また、地域連携・地域展開ともに指導者の質を保障するためには、資格保有のほか、次のような取組が必要です。

- ・生徒理解やコーチング、安全管理等の定期的な研修
- ・自己顕示欲を抑えるトレーニングや視野が狭くならないためのワークショップの開催
- ・不適切指導の事例共有等、意識を高め、維持するための定期的なミーティング
- ・モチベーションを維持させるための雇用等の条件設定

学校部活動の地域連携・地域展開を進めていくためには、指導者の量を確保していく必要もあります。量の確保にあたり、次のような取組が求められます。

- ・各競技の協会や文化芸術団体、大学や専門学校、スポーツクラブや関連企業等への周知や連携を強化し、選手や指導経験のある方を中心に人材を発掘していくこと
- ・コミュニティスクールによる人脈を活用した人材発掘
- ・「ささえる」スポーツの楽しみ方を見つけられる機会の提供等を通じた人材育成
- ・活動日すべてを単独の指導者が担うのではなく、複数人で指導する体制を構築していくこと。その際は、即戦力となる指導者だけで体制を構築するのではなく、育成を踏まえた仕組みも検討すること
- ・待遇面の保障

なお、地域クラブ活動での指導を希望する教職員のために、兼職兼業規定等の見直し検討や手続きの周知も必要です。

## ウ 休日の地域展開に向けた進め方

部活動の地域展開にあたり、学校の垣根を越えた合同練習（練習試合など含む）の実績や、教員の働き方改革の取り組みやすさ等を踏まえ、まずは休日の地域展開に取り組むことが国からも示されています。生徒や保護者、教員の理解を得るとともに指導者の質や量を確保するためにも、全ての休日の部活動を一気に地域クラブ活動で代替するのではなく、段階的に進めていくことが望ましいです。

進め方としては、委託や会計年度任用職員による指導者を活用し、休日における学校部活動の指導を教員の手から離れた上で、合同練習等の習慣を定着させていき、合同練習の指導者が地域クラブ活動の指導者として活動を指導するように移行させることが考えられます。休日における学校部活動の指導を教員の手から離す際には、次のことに気をつける必要があります。

- ・教員を経由せずに生徒の活動への出欠連絡や健康状態の報告ができる仕組みの構築  
（入部届等で生徒の個人情報や保護者の緊急連絡先を休日の指導員へ提供することについて、予め同意を得る）
- ・学校施設の地域開放と同様に、用務職員が利用開始と終了を確認して施設の開錠・施錠を行う仕組みを取り入れる等して、活動が行われたことが確認できるようにすること
- ・参加生徒の実態を教員から指導者へ事前共有する等してトラブルを未然に防止すること。また、生徒間のトラブルがあった際は、必ず学校へ情報を共有し、連携した対応をすること
- ・生徒にけがや事故が起きないように安全管理を徹底すること。けがや事故が起ってしまった際は、適切に対応するとともに、必ず保護者と学校へ連絡すること
- ・合同練習で引率が必要な際は、移動に伴うトラブルを未然防止するとともに、生徒の安全管理を徹底し、確実に会場まで引率できるようにすること
- ・合同練習の際に使用する設備や備品等の準備や運搬
- ・責任者による指導者の適切なサービス管理

なお、休日の地域クラブ活動の設置にあたっては、学校部活動においてニーズのない地域クラブ活動は行わないことを前提に、既存のクラブチームや団体の活用、中間支援組織による新たなクラブチームや団体等の募集、設立支援が必要と考えます。活動場所が新たに必要な場合は、学校施設等の活用が考えられます。

休日における地域クラブ活動での活動状況等、生徒の情報については、特別な配慮を必要とする生徒の情報や、進路選択・進路決定に関する情報などは、必要に応じて情報交換できるよう、地域クラブと学校とで関係性を構築しておくことが望ましいです。情報交換にあたっては、地域クラブ側の負担とならないよう、生徒からの自己申告を発端とする等、学校側でも仕組みを考えておくことが望ましいです。

## エ 平日の地域連携から地域展開に向けた進め方

平日の地域展開について合同部活動の拡充を試行するなか、学校部活動における平日の合同練習等の下記の課題が浮かびあがっています。

- ・他の学校の生徒の到着時間や帰宅時間を考慮すると、学校ごとに行っている部活動よりも活動時間が限られてしまう。  
(準備や片付けも部活動指導の一環と捉えると、活動場所となる学校の生徒のみにそれらを任せるのは不公平感がある)
- ・自転車通学が認められていないため、他校生が活動場所となる学校へ行く手段は、徒歩または公共交通機関に限られる。  
(公共交通機関を利用しないと活動場所となる学校へ行けない場合、他校生徒のみに交通費の負担がかかる)
- ・委員会活動で急遽、部活動に参加できなくなった場合等、他校生徒が活動場所の指導者へ連絡する手段がない。
- ・他校生徒が習い事などで活動の途中で帰る場合に保護者の迎えを可能にする等の取り決めが必要となる。
- ・他校生徒がトラブルを起こした際や、怪我をした際の対応（保護者への連絡体制等）を考えておく必要がある。

これらの課題を踏まえると、平日の地域展開については、休日の地域展開で体制等が整った地域クラブ活動から順に、活動できる日を平日へ広げていくなどの方策を講じることが望ましいと考えられます。

この場合、学校部活動と地域クラブ活動との違いについて、生徒や保護者、教員の理解を得るとともに、教員が地域クラブ活動の指導者として従事する場合の兼職兼業等について、検討が必要です。

## オ その他

地域クラブ活動が安定的かつ持続的に運営されていくためには、活動場所の確保に係る費用や、万一に備えた保険加入費用等を考慮し、生徒が参加しやすい場所と費用の設定が必要です。また、生徒が日ごろの活動成果を発揮するための大会参加等も検討しておく必要があります。現時点で想定されるその他検討事項については、次のとおりです。

#### (活動場所の確保)

学校施設やその他公共施設が安価または無償で使用できる場所として考えられます。しかし、学校施設を活用する場合、地域展開の進捗状況によっては、学校部活動と地域クラブ活動とが混在することになります。その際は、在校生と地域クラブ活動参加生徒との動線を分ける等の工夫が必要です。また、行事等で使用できない日もあり、地域クラブには日程調整などが求められます。このため、中間支援組織が学校と地域クラブ間との間に立って調整の支援をすることが重要です。

#### (参加生徒の移動手段)

地域クラブ活動に参加する生徒の移動手段は、徒歩や公共交通機関、保護者の送迎等が考えられます。どの移動手段を可能とするかは、活動場所の状況等を考慮する必要があります。

#### (参加費用（生徒の保険加入費用含む）)

地域クラブ活動の運営には、指導者と事務局の person 費や旅費、消耗品費、会議費用、指導者や参加生徒の保険料、活動場所の使用料等が必要です。これらを踏まえ、生徒には参加費として受益者負担が求められます。

区のアンケート調査では、受益者負担は月 1,000 円との回答が一番多くありましたが、この金額では地域クラブ活動の運営は難しいと考えられます。受益者負担については、国の検討状況等を踏まえて議論する必要があります。

なお、経済的困窮世帯の生徒が、スポーツや文化芸術活動の体験機会を逃さないよう、地域クラブ活動における受益者負担等について就学援助の対象とする等の検討も必要です。

#### (大会参加)

中学校の運動部は、主に中学校体育連盟（以下「中体連」とする。）の大会が活動成果を発揮する場となっています。しかし、現状の中体連大会参加規定では、地域クラブ活動の出場枠は学校部活動に比べると限られています。これは、現在、地域連携・地域展開の過渡期であることなどが理由として考えられます。将来、地域展開が進んだ場合には、地域クラブ活動の出場枠の緩和や、各種協会主催の既存大会との発展的統合なども考えられます。

一方、文化部については、既存で地域や区のイベントでの発表を活動成果の発揮場所としていることも多く、そのまま地域クラブ活動での参加も可能と考えられます。

### (3) 継続検討事項（まとめ）

上記検討事項以外にも、モデル事業の本格実施や地域連携・地域展開が進んでいくことにより、部活動がもつ教育的意義を地域クラブ活動での活動へ継承することや地域クラブ活動の担い手となる団体の運営に関する事等の課題が出てくることが想定されます。また、全ての生徒が希望に応じて多種多様な活動に参加できる環境整備や、国が定めた要件等に基づく地域クラブ活動の認定を行う仕組の構築、熱中症対策など生徒の安全確保についても、令和7年12月に改訂された「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、今後、検討が必要と







なってきます。

大田区は、令和6（2024）年3月策定の大田区基本構想において、令和22（2040）年ごろを目標年次とし、「気軽にスポーツを楽しみ、健康づくりに取り組むことで、生涯にわたっていきいきとした生活を送っています。」「多彩な文化や芸術、歴史や伝統が暮らしとともにあることで、心が潤い、豊かな感性が育まれています。」という将来のまちの姿を描いています。部活動の地域連携・地域展開については、スポーツ・文化施策を推進する取組の一つと考えられます。

そのため、地域連携・地域展開を進める中で生じる課題に一つ一つ向き合い、学校や教育委員会だけではなく、地域やスポーツ・文化芸術団体が区と連携・協力しながら柔軟に解決していく関係性や体制を構築していくことが必要です。引き続き、スポーツや文化芸術活動を支える人材育成に取り組むとともに、生徒が求めるスポーツや文化芸術活動等の体験機会を確保・充実させ、大田区らしい部活動の地域連携・地域展開を進めていくことが大変重要です。

## 4 参考

### （1）関連資料

番号	資料名	掲載先
1	大田区教育委員会 大田区立中学校に係る運動部活動の方針 大田区教育委員会 大田区立中学校に係る文化部活動の方針	大田区ホームページ＞教育委員会＞学校教育 
2	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン	スポーツ庁＞政策＞学校体育・運動部活動＞運動部活動改革＞部活動の在り方等に関するガイドラインについて  ※文化庁にも同様の掲載あり 
3	学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画（東京都）	東京都教育庁＞学校教育＞教育内容＞学校体育・部活動 
4	「地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議」最終とりまとめ	スポーツ庁＞政策＞審議会情報＞地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議 
5	公立学校の教師等が活動に従事する場合の兼職兼業について	文部科学省＞教育＞教師の養成・採用・研修等＞教職員の人事管理 

※掲載先の二次元コード（URL）は、令和7年12月17日時点のものです。

## (2) 検討会と分科会の開催経過

年度	日にち	開催回 会議体	検討内容
R5	R5.12.22	第1回 検討会	(1) 国・都の現状について (2) 大田区立中学校の部活動の現状について (3) 大田区の地域資源について (4) 地域連携・地域移行のあり方について (5) モデル事業に係る分科会について
	R6.2.5	第1回 分科会	(1) モデル事業の概要説明 (2) モデル事業実施に向けた意見交換
	R6.3.27	第2回 検討会	(1) 分科会の報告について (2) 令和6年度モデル事業について (3) 検討期間後の取組方針の策定に向けて (4) 令和6年度スケジュールについて
R6	R6.7.4	第2回 分科会	(1) モデル事業（O.T.A.ダンスチーム、ハイブリッド型地域 連携・地域移行）の実施状況報告 (2) モデル事業の課題 (3) モデル事業の今後の方向性について
	R6.9.24	第3回 検討会	(1) 令和6年度モデル事業について ・分科会報告 ・アンケート調査結果報告（ハイブリッド型地域連携・地域 移行） (2) 令和7年度（以降含む）モデル事業等について (3) 今後の検討課題
R7	R7.7.31	第4回 検討会	(1) 中学校部活動の地域連携・地域以降の経過について (2) 中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会 における報告書の作成について
	R7.9.24 ～ R7.10.3	第3回 分科会	(書面開催) 大田区における部活動の地域展開に向けた検討事項について
	R7.10.31	第5回 検討会	中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会における 報告書（素案）について
	R7.12.17	第6回 検討会	(1) 中学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討会 における報告書（案）について (2) 令和8年度以降の取組方針（案）について

### (3) 委員名簿

#### ア 検討会（令和7年7月31日時点）

	氏名	区分
1	野川 春夫	学識経験者
2	井上 隆義	(公財) 大田区スポーツ協会
3	立山 睦正	(公財) 大田区文化振興協会
4	伊藤 晋一郎	大田区スポーツ推進委員協議会
5	渡辺 義太	おおた地域スポーツクラブネットワーク
6	金谷 洋平	大田区立小学校PTA連絡協議会
7	津久井 典子	大田区立中学校PTA連合協議会
8	鈴木 英明	大田区自治会連合会
9	松原 敏彦	大田区青少年対策地区委員会会長会
10	榎中 規男	大田区青少年委員会
11	井上 光広	大田区立小学校校長会
12	中野 敏英	大田区立中学校校長会
13	村上 昭夫	大田区立中学校校長会
14	柳 歆子	大田区立中学校校長会
15	張替 健二	大田区立中学校校長会
16	阿部 仁明	大田区立中学校校長会
17	笛木 啓介	大田区立中学校校長会
18	青海 正	大田区立中学校校長会
19	菅野 哲郎	大田区立中学校校長会
20	保下 誠	地域未来創造部 スポーツ・文化芸術担当部長
21	今井 健太郎	教育総務部長

イ 分科会（令和7年9月24日時点）

	氏名	選出区分・団体等
1	野川 春夫	学識経験者
2	井上 隆義	（公財）大田区スポーツ協会
3	伊藤 晋一郎	大田区スポーツ推進委員協議会
4	渡辺 義太	おおた地域スポーツクラブネットワーク
5	津久井 典子	大田区立中学校PTA連合協議会
6	中野 敏英	大田区立中学校校長会
7	村上 昭夫	大田区立中学校校長会
8	柳 歆子	大田区立中学校校長会
9	張替 健二	大田区立中学校校長会
10	阿部 仁明	大田区立中学校校長会
11	笛木 啓介	大田区立中学校校長会
12	青海 正	大田区立中学校校長会
13	菅野 哲郎	大田区立中学校校長会
14	大竹 豊和	地域未来創造部 スポーツ推進課長
15	長岡 誠	教育総務部 学校支援担当課長
16	木下 健太郎	教育総務部 指導課長